



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年4月10日火曜日 第2965号

◇ 目 次 ◇ 規 則

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則.....（障がい福祉課）... 272

告 示

保護管理事業計画の概要の公表.....（自然保護課）... 296

理容師法による講習会の指定.....（薬務衛生課）... 296

美容師法による講習会の指定.....（ " ）... 296

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）.....（経営支援課）... 297

保安林の指定の解除.....（森林整備課）... 299

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）... 299

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 300

訓 令

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令.....（薬務衛生課）... 300

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（障がい福祉課）... 301

規 則

○愛媛県規則第29号

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中村時広

児童福祉法施行細則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

（児童福祉法施行細則の一部改正）

第1条 児童福祉法施行細則（昭和35年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（委任）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 法第21条の5の15第3項第10号（法第21条の5の20第2項及び第24条の9第3項（法第24条の13第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者に対する聴聞決定予定日の通知に関する事。</p> <p>(1)の4 省略</p> <p>(1)の4の2 法第21条の5の20第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の変更に関する事。</p> <p>(1)の5 法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関する事。</p> <p>(1)の6 法第21条の5の21第1項（法第24条の14の2において準用する場合を含む。）の規定による便宜の提供に係る連絡調整</p>	<p>（委任）</p> <p>第1条 省略</p> <p>2 法第32条第2項及び地方自治法第153条第2項の規定により、次に掲げる知事の権限は、地方局長に委任する。</p> <p>(1)・(1)の2 省略</p> <p>(1)の3 法第21条の5の15第2項第10号（法第24条の9第2項 _____ において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者に対する聴聞決定予定日の通知に関する事。</p> <p>(1)の4 省略</p> <p>(1)の5 法第21条の5の19 _____ の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理に関する事。</p> <p>(1)の6 法第21条の5の20第1項（法第24条の14の2において準用する場合を含む。）の規定による便宜の提供に係る連絡調整</p>

及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

- (1)の7 法第21条の5の22第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (1)の8 法第21条の5の22第3項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の9 法第21条の5の23第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告に関すること。
- (1)の10 法第21条の5の23第2項の規定による同条第1項の勧告に従わない旨の公表に関すること。
- (1)の11 法第21条の5の23第3項の規定による指定障害児事業者等に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定による公示を除く。）。
- (1)の12 法第21条の5の23第5項の規定による指定障害児事業者等に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の13 法第21条の5の24第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等に関すること。
- (1)の14 法第21条の5の24第2項の規定による指定障害児通所支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の15 法第21条の5の26第2項第1号（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項第1号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- (1)の16 法第21条の5の26第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の17 法第21条の5の26第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の18 法第21条の5の27第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。
- (1)の19 法第21条の5の27第5項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第5項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の20 法第21条の5の28第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。
- (1)の21 法第21条の5の28第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること（2以上の社会福祉施設を設

及び助言その他の援助に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

- (1)の7 法第21条の5の21第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (1)の8 法第21条の5の21第3項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の9 法第21条の5の22第1項の規定による指定障害児事業者等に対する勧告に関すること。
- (1)の10 法第21条の5の22第2項の規定による同条第1項の勧告に従わない旨の公表に関すること。
- (1)の11 法第21条の5の22第3項の規定による指定障害児事業者等に対する措置命令に関すること（同条第4項の規定による公示を除く。）。
- (1)の12 法第21条の5の22第5項の規定による指定障害児事業者等に係る勧告を行う場合に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の13 法第21条の5の23第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の取消し等に関すること。
- (1)の14 法第21条の5の23第2項の規定による指定障害児通所支援事業者に係る取消し等の事由に該当する旨の市町からの通知の受理に関すること。
- (1)の15 法第21条の5の25第2項第1号（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第2項第1号の規定による業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理に関すること。
- (1)の16 法第21条の5の25第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による業務管理体制の整備に関する事項の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の17 法第21条の5の25第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出の受理に関すること。
- (1)の18 法第21条の5の26第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。
- (1)の19 法第21条の5の26第5項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の39第5項において準用する法第19条の16第2項の規定による当該職員の身分を示す証明書の交付に関すること。
- (1)の20 法第21条の5の27第1項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第1項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する勧告に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。
- (1)の21 法第21条の5の27第2項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第2項の規定による勧告に従わない旨の公表に関すること（2以上の社会福祉施設を設

置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。

- (1)の22 法第21条の5の28第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第3項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除き、法第21条の5の28第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第4項の規定による公示を除く。）。

(1)の23・(2) 省略

(2)の2 法第24条の13第1項の規定による指定障害児入所施設の指定の変更に関すること。

(3) 法第24条の13第3項の規定による指定障害児入所施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

(3)の2～(25) 省略

3 省略

（指定障害児通所支援事業者指定申請書等）

第11条 施行規則第18条の27第1項、第2項、第4項（施行規則第18条の29第4項において準用する場合を含む。）及び第5項（施行規則第18条の29第4項において準用する場合を含む。）、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項、第18条の29の2第1項及び第2項、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書（様式第15号）によるものとする。

（特例による指定を不要とする旨の申出書）

第11条の2 施行規則第18条の35の7に規定する申出書は、特例による指定を不要とする旨の申出書（様式第15号の2）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者指定変更申請書）

第11条の3 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（様式第15号の3）によるものとする。

（指定障害児入所施設指定変更申請書）

第11条の4 法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児入所施設指定変更申請書（様式第15号の4）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者変更届出書等）

第12条 法第21条の5の20第3項及び第24条の13第3項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書（様式第16号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業廃止届出書等）

第12条の2 法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第16号の2）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者等に関する公示）

第14条 法第21条の5の25及び第24条の18の規定による公示は、これらの規定に定めるもののほか、法第21条の5の25各号及び第24条の18各号の措置に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) 省略

（業務管理体制変更届出書）

置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除く。）。

- (1)の22 法第21条の5の27第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第3項の規定による指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設の設置者及び指定障害児相談支援事業者に対する措置命令に関すること（2以上の社会福祉施設を設置する社会福祉法人（知事が所轄庁である者に限る。）に係るものを除き、法第21条の5の27第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の40第4項の規定による公示を除く。）。

(1)の23・(2) 省略

(3) 法第24条の13 _____ の規定による指定障害児入所施設の指定に係る事項の変更の届出の受理に関すること。

(3)の2～(25) 省略

3 省略

（指定障害児通所支援事業者指定申請書等）

第11条 施行規則第18条の27第1項及び第2項 _____、第18条の28第1項及び第2項、第18条の29第1項及び第2項 _____、第18条の30第1項及び第2項並びに第25条の21第1項及び第2項に規定する申請書は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書（様式第15号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者指定変更申請書）

第11条の2 施行規則第18条の35の7に規定する申出書は、特例による指定を不要とする旨の申出書（様式第15号の2）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者指定変更申請書）

第11条の3 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書（様式第15号の3）によるものとする。

（指定障害児入所施設指定変更申請書）

第11条の4 法第24条の13第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害児入所施設指定変更申請書（様式第15号の4）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者変更届出書等）

第12条 法第21条の5の19第1項及び第24条の13 _____ の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）変更届出書（様式第16号）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業廃止届出書等）

第12条の2 法第21条の5の19 _____ の規定による事業の廃止、休止又は再開の届出は、指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書（様式第16号の2）によるものとする。

（指定障害児通所支援事業者等に関する公示）

第14条 法第21条の5の24及び第24条の18の規定による公示は、これらの規定に定めるもののほか、法第21条の5の24各号及び第24条の18各号の措置に係る指定障害児通所支援事業者又は指定障害児入所施設に関する次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(6) 省略

（業務管理体制変更届出書）

第16条の3 法第21条の5の26第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書（様式第17号の3）によるものとする。

様式第15号（第11条、様式第15号の3関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

Table with 1 row and 1 column containing '省略' (Omission).

注 省略

別紙1 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定に係る審査事項

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 省略, 省略, 看護職員. Includes a '注 省略' row at the bottom.

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

別紙2 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の指定に係る審査事項

（その1）

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 児童指導員, 省略, 障害福祉サービス経験者, 嘱託医, 看護職員. Includes a '注 省略' row at the bottom.

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

（その2）一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 児童指導員, 省略, 障害福祉サービス経験者, 嘱託医, 看護職員.

第16条の3 法第21条の5の25第3項、第24条の19の2及び第24条の38第3項の規定による届出は、業務管理体制変更届出書（様式第17号の3）によるものとする。

様式第15号（第11条、様式第15号の3関係） 指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書

Table with 1 row and 1 column containing '省略' (Omission).

注 省略

別紙1 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の指定に係る審査事項

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 省略, 省略, 看護師, 省略. Includes a '注 省略' row at the bottom.

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

別紙2 児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）の指定に係る審査事項

（その1）

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 指導員, 省略, 児童指導員, 嘱託医, 看護師. Includes a '注 省略' row at the bottom.

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

（その2）一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

Table with 4 columns: 従業者の職種及び員数, 指導員, 省略, 児童指導員, 嘱託医, 看護師.

省略			
省略			
省略			

注 省略

別紙 3 医療型児童発達支援事業所の指定に係る審査事項

省略			
従業者の職種及び員数	医師	看護職員	省略
	省略		
省略			
	省略		
省略			
省略			

注 1～8 省略

9 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1、別紙 2 及び別紙 4 から別紙 5 までのうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙 6 を併せて提出すること。

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(9) 省略

(10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(11) 省略

別紙 4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項

（その1）

省略			
従業者の職種及び員数	児童指導員	省略	
	省略		
省略			
	障害福祉サービス経験者	嘱託医	看護職員
	省略		
省略			
省略			

注 1～7 省略

8 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1 から別紙 3 まで、別紙 4 の 2 及び別紙 5 のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙 6 を併せて提出すること。

9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

（その2）一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略			
従業者の職種及び員数	児童指導員	省略	
	省略		
省略			
	障害福祉サービス経験者	嘱託医	看護職員

省略			
省略			
省略			

注 省略

別紙 3 医療型児童発達支援事業所の指定に係る審査事項

省略			
従業者の職種及び員数	医師	看護師	省略
	省略		
省略			
	省略		
省略			
省略			

注 1～8 省略

9 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1、別紙 2、別紙 4 及び別紙 5 のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙 6 を併せて提出すること。

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(9) 省略

(10) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(11) 省略

別紙 4 放課後等デイサービス事業所の指定に係る審査事項

（その1）

省略			
従業者の職種及び員数	指導員	省略	
	省略		
省略			
	児童指導員	嘱託医	看護師
	省略		
省略			
省略			

注 1～7 省略

8 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1 から別紙 3 まで、別紙 4 の 2 及び別紙 5 のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの並びに別紙 6 を併せて提出すること。

9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第2項各号に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

（その2）一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略			
従業者の職種及び員数	指導員	省略	
	省略		
省略			
	児童指導員	嘱託医	看護師

省略			
省略			
省略			

注 省略

別紙 5 保育所等訪問支援事業所の指定に係る審査事項

省略

注 1～7 省略

8 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1 から別紙 4 の 2 までのうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの及び別紙 6 を併せて提出すること。

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15 第3項各号に該当しないことを誓約する書面

(10) 省略

別紙 6 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項

省略

省略									
実施事業	児童発達支援		医療型児童発達支援	放課後等デイサービス		居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	サービス単位			サービス単位			サービス単位		
	有	無		有	無		有	無	
主たる事業所									
従たる事業所									
定員(人)	合計	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援			
合計									
主たる事業所									
従たる事業所									
省略									
児童発達支援管理責任者	医師（嘱託医を含む。）	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	看護師				
	省略								
省略									

注 省略

別紙 7 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設であるものに限る。）の指定に係る審査事項

省略

省略			
省略			
省略			

注 省略

別紙 5 保育所等訪問支援事業所の指定に係る審査事項

省略

注 1～7 省略

8 多機能型事業を実施する場合は、別紙 1 から別紙 4 までのうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの及び別紙 6 を併せて提出すること。

9 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(8) 省略

(9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15 第2項各号に該当しないことを誓約する書面

(10) 省略

別紙 6 障害児通所支援事業所に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項

省略

省略									
実施事業	児童発達支援		医療型児童発達支援	放課後等デイサービス		居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援		
	サービス単位			サービス単位			サービス単位		
	有	無		有	無		有	無	
主たる事業所									
従たる事業所									
定員(人)	合計	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	居宅訪問型児童発達支援	保育所等訪問支援			
合計									
主たる事業所									
従たる事業所									
省略									
児童発達支援管理責任者	医師（嘱託医を含む。）	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	看護師	児童指導員	看護師		
	省略								
省略									

注 省略

別紙 7 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設であるものに限る。）の指定に係る審査事項

省略

従業者の職種 及び員数	嘱託医	看護職員	省略
省略	省略		
省略	省略		
省略	省略		
省略	省略		
省略			

注1～7 省略

8 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第3項において準用する同法第21条の5の15第3項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

別紙8 障害児入所施設（医療型障害児入所施設であるものに限る。）の指定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第3項において準用する同法第21条の5の15第3項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(13) 省略

様式第16号の2（第12条の2関係） 指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～6 省略

7 廃止し、又は休止しようとする場合にあつては、現に当該指定通所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する旨の申出の有無並びに当該支援の提供を希望する者に対し必要な障害児通所支援を継続的に提供する他の指定障害児通所支援事業者の名称を記載した書類を添付すること。

様式第17号（第13条関係） 指定障害児入所施設指定辞退申出書

省略

注1～3 省略

4 現に当該障害児入所支援を受けている者及びその保護者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該障害児入所支援に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに当該サービスの提供を希望する者に対し必要な障害児入所支援を継続的に提供する他の指定障害児入所施設等の名称を記載した書類を添付すること。

様式第17号の2（第16条の2関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略
届出の内容

従業者の職種 及び員数	嘱託医	看護師	省略
省略	省略		
省略	省略		
省略	省略		
省略	省略		
省略			

注1～7 省略

8 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(10) 省略

(11) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第2項において準用する同法第21条の5の15第2項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(12) 省略

別紙8 障害児入所施設（医療型障害児入所施設であるものに限る。）の指定に係る審査事項

省略

注1～7 省略

8 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の9第2項において準用する同法第21条の5の15第2項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(13) 省略

様式第16号の2（第12条の2関係） 指定障害児通所支援事業廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～6 省略

様式第17号（第13条関係） 指定障害児入所施設指定辞退申出書

省略

注1～3 省略

様式第17号の2（第16条の2関係） 業務管理体制整備（区分変更）届出書

省略
届出の内容

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係（整備）	
児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係（区分の変更）	
省略	
児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分）	児童福祉法第21条の5の26（指定障害児通所支援事業者等）
	省略
省略	

注 省略

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の25第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項関係（整備）	
児童福祉法第21条の5の25第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項関係（区分の変更）	
省略	
児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分）	児童福祉法第21条の5の25（指定障害児通所支援事業者等）
	省略
省略	

注 省略

第2条 児童福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第15号別紙4の次に次のように加える。

別紙4の2 居宅訪問型児童発達支援事業所の指定に係る審査事項

事業所	フリガナ							
	名 称							
	所在地	(郵便番号 -)						
管理者	連絡先	電話番号			FAX番号			
	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏 名							
	生年月日	年	月	日				
当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所若しくは施設等の従業者との兼務		事業所等の名称 兼務する職務及び勤務時間等						
当該支援の実施について定めてある定款又は条例等								第 条第 項第 号
児童発達支援 管理責任者	フリガナ				住所	(郵便番号 -)		
	氏 名							
	生年月日	年	月	日				
従業者の職種及び員数		訪問支援員		児童発達支援管理責任者				
		専 従	兼 務	専 従	兼 務			
従業者数	常 勤 (人)							
	非 常 勤 (人)							
※基準上の必要人数 (人)								
※適合の可否								
設 備	専用区画			□有 □無				
主な 掲 示 事 項	営 業 日							
	営 業 時 間	サービス提供時間						
	利 用 料							
	そ の 他 の 費 用							
	通常の実施地域							
	従業者の勤務の体制							
	その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	□実施している		□実施していない			
	苦情解決の措置概要	窓口 (連絡先)			担当者			
	そ の 他							
多機能型実施の有無	□有 □無							

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。

4 「主な掲示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。

5 「その他の費用」の欄は、保護者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。

6 「通常の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。

7 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

8 多機能型事業を実施する場合は、別紙1から別紙4まで及び別紙5のうち一体的に行う他の事業の審査事項に係るもの及び別紙6を併せて提出すること。

9 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
- (2) 事業所の各室の用途を明示した平面図及び設備の概要を記載した書類
- (3) 事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者の経歴を記載した書類
- (4) 運営規程
- (5) 障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類 (貸借対照表、財産目録等)
- (8) 当該申請に係る事業に係る障害児通所給付費の請求に関する事項を記載した書類
- (9) 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の15第3項各号に該当しないことを誓約する書面
- (10) 役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

様式第15号の次に次の3様式を加える。

特例による指定を不要とする旨の申出書		
地方局長 様	年 月 日	
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
申出者		
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名） ⑩		
事業所	名称	
	所在地	
管理者	氏名	
	住所	
申出に係る障害児 通所支援の種類	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。

様式第15号の3（第11条の3関係） 指定障害児通所支援事業者指定変更申請書

指定障害児通所支援事業者指定変更申請書		年 月 日
地方局長	様	主たる事務所の所在地
申請者		名 称
		代表者の氏名 (印)
		事業所番号
指定内容を変更する事業所	名 称	
	所 在 地	
	事業所の種類	<input type="checkbox"/> 児童発達支援 <input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス
変 更 す る 事 項		変 更 の 内 容
		変 更 前 変 更 後
1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	
6	事業所の平面図	
7	設備の概要	
8	従業員の勤務の体制及び勤務形態	
9	役員の氏名、生年月日及び住所	
10	利用定員	
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 該当する項目の番号に○を付すること。
- 5 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
- 6 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。
- 7 当該申請事業に係る指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定（更新）申請書（様式第15号）別紙を添付すること。

様式第15号の4 (第11条の4関係) 指定障害児入所施設指定変更申請書

指定障害児入所施設指定変更申請書		年 月 日	
地方局長 様			
主たる事務所の所在地			
設置者 名 称			
代 表 者 の 氏 名		(印)	
		事業所番号	
指定内容を変更する施設		名 称	
		所 在 地	
変 更 す る 事 項		変 更 の 内 容	
		変 更 前	変 更 後
1	施 設 の 名 称		
2	施 設 の 所 在 地		
3	設 置 者 の 名 称		
4	主 た る 事 務 所 の 所 在 地		
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名		
6	建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図		
7	設 備 の 概 要		
8	利 用 者 の 推 定 数		
9	従業者の勤務の体制及び勤務形態		
10	役員 の 氏 名 、 生 年 月 日 及 び 住 所		
11	利 用 定 員		
変 更 予 定 年 月 日		年 月 日	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 該当する項目の番号に○を付すること。
 3 記入欄が不足する場合は、別葉に記載して添付すること。
 4 変更前と変更後の記載を明らかにした書類を添付すること。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年愛媛県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(書類の様式)			(書類の様式)		
第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			第2条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
項	左 欄	右欄	項	左 欄	右欄
1	省略		1	省略	
2	省令第34条の7第1項及び第3項、第34条の8第1項及び第2項、第34条の9第1項及び第2項、第34条の11第1項及び第2項、第34条の12第1項及び第2項、第34条の14第1項及び第2項、第34条の15第1項及び第2項、第34条の16第1項及び第2項、第34条の17第1項及び第2項、第34条の18第1項及び第2項、 <u>第34条の18の2第1項及び第2項</u> 、第34条の18の3第1項及び第2項、第34条の19第1項及び第2項、第34条の24第1項及び第2項並びに第34条の57第1項及び第2項の申請書	省略	2	省令第34条の7第1項及び第3項、第34条の8第1項及び第2項、第34条の9第1項及び第2項、第34条の11第1項及び第2項、第34条の12第1項及び第2項、第34条の14第1項及び第2項、第34条の15第1項及び第2項、第34条の16第1項及び第2項、第34条の17第1項及び第2項、第34条の18第1項及び第2項 _____、第34条の19第1項及び第2項、第34条の24第1項及び第2項並びに第34条の57第1項及び第2項の申請書	省略
3・4	省略		3・4	省略	
4の2	省令第34条の26の8の申出書	特例による指定を不要とする旨の申出書(様式第4号の2)			
5~10	省略		5~10	省略	

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略

注 省略

別紙1~別紙5 省略

別紙6

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者
外部サービス利用型共同生活援助事業者の指
日中サービス支援型共同生活援助事業者

定に係る審査事項

省略

注1~6 省略

7 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者又は日中サービス支援型共同生活援助事業者の指定の申請をする場合に記入すること。

様式第2号(第2条、様式第3号関係) 指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業者)指定(更新)申請書

省略

注 省略

別紙1~別紙5 省略

別紙6

(その1) 介護サービス包括型共同生活援助事業者
外部サービス利用型共同生活援助事業者の指

定に係る審査事項

省略

注1~6 省略

7 「居宅介護従業者の外部委託の予定」の欄は、介護サービス包括型共同生活援助事業者 _____ の指定の申請をする場合に記入すること。

8・9 省略

10 別紙6(その2)又は別紙6(その3)を併せて提出すること。

11 省略

(その2) 介護サービス包括型共同生活援助
外部サービス利用型共同生活援助に係る審査

事項

省略

省略

注 省略

別紙7～別紙7の3 省略

別紙8

(その1) 自立訓練(機能訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	省略
		知的障害者 精神障害者 難病患者等
省略		
省略		

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	省略
		知的障害者 精神障害者 難病患者等
省略		
省略		

注 省略

別紙9

(その1) 自立訓練(生活訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	特定なし
		身体障害者
		肢 体 不 自 由 視 覚 障 害 聴 覚 ・ 言 語 障 害 内 部 障 害
知的障害者 精神障害者 難病患者等		
省略		
省略		

注1～4 省略

5 「従業員の職種及び員数」の欄において、「生活支援員」には、訪問支援員(利用者の居宅を訪問することによ

8・9 省略

10 別紙6(その2) _____を併せて提出すること。

11 省略

(その2)

省略

省略

注 省略

別紙7～別紙7の3 省略

別紙8

(その1) 自立訓練(機能訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	省略
		難病患者等
省略		
省略		

注 省略

(その2) 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	省略
		難病患者等
省略		
省略		

注 省略

別紙9

(その1) 自立訓練(生活訓練)事業者の指定に係る審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主たる 対象者	特定なし 知的障害者 精神障害者
省略		
省略		

注1～4 省略

5 「従業員の職種及び員数」の欄において、「生活支援員」には、訪問支援員(利用者の居宅を訪問することによ

り指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員をいう。）を含めないこと。

6～13 省略

（その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略						
主 な 掲 示 事 項	省略					
	主 た る 対 象 者	特定 なし	身体障害者			
		細分 なし	肢 体 不 自 由	視 覚 障 害	聴 覚 ・ 言 語	内 部 障 害
		知的障害者	精神障害者	難病患者等		
省略						
省略						

注1～4 省略

5 「従業員の職種及び員数」の欄において、「生活支援員」には、訪問支援員（利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員をいう。）を含めないこと。

6～12 省略

別紙10・別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表）

省略					
注 多機能型による他の事業所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）の障害児通所支援事業所を含む。）については、下欄に記載すること。					
事 業 所 2	サービスの種類				
	フリガナ 名 称				
	省略				
事 業 所 3	サービスの種類				
	フリガナ 名 称				
	省略				
事 業 所 4	サービスの種類				
	フリガナ 名 称				
	省略				
事 業 所 5	サービスの種類				
	フリガナ 名 称				
	省略				
省略					
実施事業	省略				
省略					
	児童発 達支援	放 課 後 等 デイ サ ー ビ ス	医 療 型 児 童 発 達 支 援	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	保 育 所 等 訪 問 支 援

り指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員をいう。）を含めないこと。

6～13 省略

（その2） 一体的に管理運営を行う従たる事業所の審査事項

省略		
主 な 掲 示 事 項	省略	
	主 た る 対 象 者	特定なし 知的障害者 精神障害者
		省略
省略		

注1～4 省略

5 「従業員の職種及び員数」の欄において、「生活支援員」には、訪問支援員（利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員をいう。）を含めないこと。

6～12 省略

別紙10・別紙11 省略

別紙12 指定障害福祉サービス事業者に係る多機能型による事業を実施する場合の審査事項（総括表）

省略		
注 従たる事業所 _____ については、下欄に記載すること。		
事 業 所 2	フリガナ 名 称	
	省略	
事 業 所 3	フリガナ 名 称	
	省略	
事 業 所 4	フリガナ 名 称	
	省略	
事 業 所 5	フリガナ 名 称	
	省略	
省略		
実施事業	省略	
省略		
	児童発達支援	放課後等デイサービス
		医療型児童発達支援

	サービ ス単位		サービ ス単位				
	有	無	有	無			
主たる 事業所							
従たる 事業所							
省略							
	放課後等 デイサー ビス	医療型児 童発達支 援	居宅訪問型 児童発達支 援	保育所等訪 問支援	省略		
計							
主たる 事業所							
従たる 事業所							
省略							

注 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第3項において準用する同法第36条第3項各号_____に該当しないことを誓約する書面

(その2)・(その3) 省略

別紙14 省略

様式第12号（第3条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定一般相談支援事業者）廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～6 省略

7 廃止し、又は休止しようとする場合にあっては、現に当該指定障害福祉サービス（指定一般相談支援）を受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービス（指定一般相談支援）に相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに当該サービスの提供を希望する者に対し必要な障害福祉サービス（一般相談支援）を継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者（指定一般相談支援事業者）の名称を記載した書類を添付すること。

様式第13号（第3条関係） 指定障害者支援施設指定辞退届出書

省略

注1～3 省略

4 現に当該施設障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該施設障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無並びに当該サービスの提供を希望する者に対し必要な施設

	サービス単位		サービス単位				
	有	無	有	無			
主たる 事業所							
従たる 事業所							
省略							
	放課後等 デイサー ビス	医療型児 童発達支 援					省略
計							
主たる 事業所							
従たる 事業所							
省略							

注 省略

別紙13

(その1) 障害者支援施設の指定に係る審査事項

省略

注1～9 省略

10 次に掲げる書類を添付すること。

(1)～(11) 省略

(12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第38条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第7号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(その2)・(その3) 省略

別紙14 省略

様式第12号（第3条関係） 指定障害福祉サービス事業者（指定一般相談支援事業者）廃止（休止・再開）届出書

省略

注1～6 省略

様式第13号（第3条関係） 指定障害者支援施設指定辞退届出書

省略

注1～3 省略

障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害者支援施設等の名称を記載した書類を添付すること。

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を次のように改正する。
様式第2号別紙6（その2）の次に次のように加える。

(その3) 日中サービス支援型共同生活援助に係る様式

枚中 枚目

共同生活住居①	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 -)		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号	
	グループホームに供する建物の形態			
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()		
	建 物 所 有 者 名			
	賃 貸 借 契 約 の 内 容	敷 金	礼 金	家賃(月額)
		契 約 期 間	賃 貸 料 が な い 理 由	
	住居の利用定員数	人	利用者の推定数	人
	居 室 数	室 (うち個室 室)		
入居者1人当たりの居室の最小床面積	平方メートル			
主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等			
利 用 料				
そ の 他 の 費 用				
共同生活住居②	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 -)		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号	
	グループホームに供する建物の形態			
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()		
	建 物 所 有 者 名			
	賃 貸 借 契 約 の 内 容	敷 金	礼 金	家賃(月額)
		契 約 期 間	賃 貸 料 が な い 理 由	
	住居の利用定員数	人	利用者の推定数	人
	居 室 数	室 (うち個室 室)		
入居者1人当たりの居室の最小床面積	平方メートル			
主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等			
利 用 料				
そ の 他 の 費 用				
共同生活住居③	フリガナ			
	名 称			
	所 在 地	(郵便番号 -)		
	連 絡 先	電話番号	FAX番号	
	グループホームに供する建物の形態			
	住 居 区 分	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> その他 ()		
	建 物 所 有 者 名			
	賃 貸 借 契 約 の 内 容	敷 金	礼 金	家賃(月額)
		契 約 期 間	賃 貸 料 が な い 理 由	
	住居の利用定員数	人	利用者の推定数	人
	居 室 数	室 (うち個室 室)		
入居者1人当たりの居室の最小床面積	平方メートル			
主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等			
利 用 料				
そ の 他 の 費 用				

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。

様式第2号に次のように加える。

別紙15 就労定着支援事業者の指定に係る審査事項

事業所	フリガナ				
	名 称				
	所在地	(郵便番号 -)			
連絡先	電話番号		FAX番号		
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等又は条例等				第 条第 項第 号	
管理者	フリガナ	(郵便番号 -)			
	氏 名	住 所			
	生年月日				
	当該就労定着支援事業所において兼務する他の職務 (兼務の場合のみ記入すること。)				
他の事業所、施設等の職務との兼務 (兼務の場合のみ記入すること。)		名 称			
		兼務する職務及び勤務時間等			
サービス管理責任者	フリガナ	(郵便番号 -)			
	氏 名	住 所			
	生年月日				
利用者の推定数又は前年度の平均値		人			
一体的に運営する事業所における利用者の前年度の平均値		人			
従業者の職種及び員数	サービス管理責任者		就労定着支援員		
			専 従	兼 務	
	従業者数	常 勤 (人)			
		非 常 勤 (人)			
	常勤換算後の人数 (人)				
	※基準上の必要人数 (人)				
※適合の可否					
主な揭示事項	営 業 日				
	営 業 時 間				
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし	<input type="checkbox"/> 身体障害者		
		<input type="checkbox"/> 知的障害者	<input type="checkbox"/> 精神障害者	<input type="checkbox"/> 難病患者等	<input type="checkbox"/> 細分なし <input type="checkbox"/> 肢体不自由 <input type="checkbox"/> 視覚障害 <input type="checkbox"/> 聴覚・言語 <input type="checkbox"/> 内部障害
	利 用 料				
そ の 他 の 費 用					
通常の実施地域					
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			
	苦情解決の措置概要	窓口 (連絡先)	担当者		
	そ の 他				

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。
 - のある欄は、該当するの中にレ印を付すること。
 - 「利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあつては、前年度の平均利用者数を記載すること。
 - 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。
 - 「その他の費用」の欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。
 - 「通常の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
 - 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別業に記載して添付すること。
 - 次に掲げる書類を添付すること。
 - 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - 事業所の平面図
 - 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴を記載した書類
 - 運営規程
 - 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類 (貸借対照表、財産目録等)
 - 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - 当該申請に係る事業の主たる対象者を特定する場合は、その理由を記載した書類
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面
 - 従業者のうち他の事業所又は施設において兼務する者がある場合にあつては、兼務の状況を記載した書類
 - 指定を受けようとする事業者が提供する指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所の名称及び所在地が分かる書類
 - 指定を受けようとする事業所と一体的に運営する事業所における過去3年間の一般就労の移行実績が分かる書類

別紙16 自立生活援助事業者の指定に係る審査事項

事業所	フリガナ					
	名称					
所在地	(郵便番号 -)					
	連絡先	電話番号	FAX番号			
当該事業の実施について定めてある定款、寄附行為等又は条例等				第 条第 項第 号		
管理者	フリガナ	(郵便番号 -)				
	氏名	住所				
	生年月日					
	当該自立生活援助事業所において兼務する他の職務 (兼務の場合のみ記入すること。)					
他の事業所、施設等の 職務との兼務 (兼務の場合のみ記入すること。)	名称	兼務する職務 及び勤務時間等				
サービス 管理責任者	フリガナ	(郵便番号 -)				
	氏名	住所				
	生年月日					
利用者の推定数又は前年度の平均値		人				
従業者の職種及び員数			サービス管理責任者		地域生活支援員	
			専従	兼務	専従	兼務
	従業者数	常勤	(人)			
		非常勤	(人)			
	常勤換算後の人数		(人)			
	※基準上の必要人数		(人)			
※適合の可否						
常時の連絡体制						
主な 揭示 事項	営業日					
	営業時間					
	主たる対象者	<input type="checkbox"/> 特定なし <input type="checkbox"/> 身体障害者 <input type="checkbox"/> 知的障害者 <input type="checkbox"/> 精神障害者 <input type="checkbox"/> 難病患者等				
	利用料					
	その他の費用					
通常の事業実施地域						
その他参考となる事項	第三者評価の実施状況	<input type="checkbox"/> 実施している		<input type="checkbox"/> 実施していない		
	苦情解決の措置概要	窓口(連絡先)		担当者		
	その他					

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すること。
- 4 「利用者の推定数又は前年度の平均値」の欄は、更新申請の場合にあっては、前年度の平均利用者数を記載すること。
- 5 「常時の連絡体制」の欄は、営業時間外における事業所の人員体制及び利用者との連絡体制を含め、具体的に記載すること。
- 6 「主な揭示事項」の欄は、その内容を簡潔に記入すること。
- 7 「その他の費用」の欄は、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容及びその費用について記入すること。
- 8 「通常の事業の実施地域」の欄は、市町名を記入することとし、当該市町の区域の全部又は一部の別を記入すること。なお、当該市町の区域の一部が実施地域である場合は、適宜地図を添付すること。
- 9 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別業に記載して添付すること。
- 10 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等
 - (2) 事業所の平面図
 - (3) 事業所の管理者及びサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴を記載した書類
 - (4) 運営規程
 - (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
 - (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類
 - (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類(貸借対照表、財産目録等)
 - (8) 当該申請に係る事業に係る訓練等給付費の請求に関する事項を記載した書類
 - (9) 当該申請に係る事業の主たる対象者を特定する場合は、その理由を記載した書類
 - (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第36条第3項各号に該当しないことを誓約する書面
 - (11) 従業者のうち他の事業所又は施設において兼務する者がある場合にあっては、兼務の状況を記載した書類
 - (12) 指定を受けようとする者の指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者の別、提供している指定障害福祉サービスの種類並びに当該事業所又は施設の名称及び所在地が分かる書類

様式第4号の次に次の1様式を加える。

特例による指定を不要とする旨の申出書

年 月 日

愛媛県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
 申出者
 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 ⑩

事業所	名称	
	所在地	
管理者	氏名	
	住所	
申出に係る障害福祉サービスの種類	<input type="checkbox"/> 居宅介護 <input type="checkbox"/> 重度訪問介護 <input type="checkbox"/> 生活介護 <input type="checkbox"/> 短期入所 <input type="checkbox"/> 自立訓練	

- 注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 注2 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
 注3 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付すこと。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に第1条の規定による改正前の児童福祉法施行細則様式第15号又は第3条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第2号の規定により提出されている申請書は、第1条の規定による改正後の児童福祉法施行細則様式第15号又は第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第2号の規定により提出された申請書とみなす。

告 示

○愛媛県告示第374号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物コガタノゲンゴロウ保護管理事業計画の写しは、愛媛県環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 保護管理事業計画の基本方針

コガタノゲンゴロウの生息状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、外来生物の侵入や違法捕獲等の防止対策の強化を図ることにより、野生下で安定的に存続できる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

- 現在の生息地及び生息環境の確保
- 外来生物の侵入による生息環境劣化の防止

3 保護管理事業の区域

繁殖している可能性が高い「生息する地域」及び単発的に個体が確認された「生息の可能性のある地域」

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の継続と生息環境の維持

現在の生息地におけるコガタノゲンゴロウの生息水域の分布状況や生息地の環境の変化等についての継続的なモニタリングを行い、著しい変化が認められる場合は、その原因を究明した上で対策を講じる。

(2) 外来生物の侵入防止

外来種の放流禁止を明記した看板の設置等による意識啓発及び生息水域の監視等を行う。

(3) 新たな生息地の調査

新たに生息地が確認された場合、必要に応じ繁殖状況等の調査を行う。

また、繁殖が確認されている愛南町水田地帯の景観構造について分析及び検討を行い、新たな生息地の探索に努める。

(4) 関係機関等と事業者等との情報共有

コガタノゲンゴロウの生息地やその近隣地域において開発等を行う事業者に対して、保全に配慮した調整を行う。

(5) 条例の順守による保護対策

特定希少野生動植物の捕獲等の禁止についてパンフレットの配布等による意識啓発に努めるとともに、生息地の監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

自然観察会等の啓発活動を実施する。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、引き続き調査や保護活動を実施するとともに、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、コガタノゲンゴロウの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第375号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習会の名称

管理理容師資格認定講習会

2 主催者

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

平成30年8月20日、平成30年9月3日、平成30年9月10日の3日間

4 講習場所

松山市持田町三丁目8番15号

愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料

16,000円

○愛媛県告示第376号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 講習会の名称

管理美容師資格認定講習会

2 主催者

東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階

公益財団法人 理容師美容師試験研修センター

3 講習日

平成30年8月20日、平成30年9月3日、平成30年9月10日の3日間

4 講習場所

松山市持田町三丁目8番15号

愛媛県総合社会福祉会館

5 受講料

16,000円

○愛媛県告示第377号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジ東予A	西条市周布715番1外	大規模小売店舗を設置する者の住所	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年1月1日	平成30年3月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第378号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 の 日
フジ東予B	西条市周布713番1外	大規模小売店舗を設置する者の住所	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号	芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号	平成30年1月1日	平成30年3月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第379号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社宮脇書店ほか7者	株式会社レデイ薬局ほか7者	平成30年3月22日ほか	平成30年3月20日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第380号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社宮脇書店 午前10時から午後11時まで 株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社大創産業、株式会社ワールド、株式会社三城 午前10時から午後8時まで 株式会社マックハウス、株式会社マツモトキヨシ 午前10時から午後9時まで 大黒天物産株式会社 24時間	株式会社宮脇書店 午前10時から午後11時まで 株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社大創産業、株式会社ワールド、株式会社三城、株式会社アドバンスソリューション 午前10時から午後8時まで 株式会社マックハウス、株式会社マツモトキヨシ 午前10時から午後9時まで 大黒天物産株式会社 24時間	平成20年1月31日	平成30年3月20日
			株式会社宮脇書店 午前10時から午後11時まで 株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社大創産業、株式会社ワールド、株式会社三城、株式会社アドバンスソリューション 午前10時から午後8時まで 株式会社マックハウス、株式会社マツモトキヨシ 午前10時から午後9時まで	株式会社宮脇書店 午前10時から午後11時まで 株式会社西松屋チェーン、株式会社チヨダ、株式会社大創産業、株式会社ワールド 午前10時から午後8時まで 株式会社マックハウス、株式会社イエローハット 午前10時から午後9時まで		

		時まで 大黒天物産株式会社 24時間	大黒天物産株式会社 24時間	
		株式会社宮脇書店 午前10時から午後11 時まで 株式会社西松屋チェ ーン、株式会社チヨ ダ、株式会社大創産 業、株式会社ワール ド 午前10時から午後 8 時まで 株式会社マックハウ ス、株式会社イエロ ーハット 午前10時から午後 9 時まで 大黒天物産株式会社 24時間	株式会社レディ薬局 午前9時から午後10 時まで 株式会社西松屋チェ ーン、株式会社チヨ ダ、株式会社大創産 業、株式会社アルカ スイインターナショ ナル 午前10時から午後 8 時まで 株式会社マックハウ ス、株式会社イエロ ーハット 午前10時から午後 9 時まで 大黒天物産株式会社 24時間	平成30年 3月22日
	荷さばき施設において荷さば きを行うことのできる時間帯	荷さばき施設 1、5 午前9時から午後6 時まで 荷さばき施設 2 午前10時から午後7 時まで 荷さばき施設 3 午前6時から午後10 時まで 荷さばき施設 4 午前8時から午後0 時まで	荷さばき施設 1 午前7時から午後6 時まで 荷さばき施設 2 午前10時から午後7 時まで 荷さばき施設 3 午前6時から午後10 時まで 荷さばき施設 4 午前8時から午後0 時まで 荷さばき施設 5 午前9時から午後6 時まで	平成30年 3月22日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第381号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中村時広

1 解除に係る保安林の所在場所

今治市玉川町龍岡下字原田丁230の22

2 保安林として指定された目的

土砂流出防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田乙25番2から 同市菅田町菅田丙796番8まで	旧	メートル 10.7～14.0	キロメートル 0.140	
			新	12.6～30.6	0.140	

○愛媛県告示第383号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町菅田乙25番2から 同市菅田町菅田丙796番8まで	平成30年 4月10日

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年 4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県保健所処務規程の一部を改正する訓令

愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前						
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			所長	課長	主幹				所長	課長	主幹	
生活衛生課	1～4 省略					生活衛生課	1～4 省略					
	5 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	1 旅館業の営業に関する事 と。 (1) 許可（第3条第1項、 第5項_____、旅館業 法施行細則（昭和32年愛 媛県規則第50号。以下こ の部において「細則」と いう。）第3条第1項）					5 旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関する事務	1 旅館業の営業に関する事 と。 (1) 許可（第3条第1項、 第5項、第6項、旅館業 法施行細則（昭和32年愛 媛県規則第50号。以下こ の部において「細則」と いう。）第1条_____）				
		(2) 学校等の意見聴取（第3条第4項、第3条の2第2項、第3条の3第3項）						(2) 学校等の意見聴取（第3条第4項_____）				
		(3) 営業者の地位の承継の承認（第3条第5項_____、第3条の2、第3条の3第1項、第3項、細則第5条）						(3) 営業者の地位の承継の承認（第3条第1項、第4項から第6項まで、第3条の2、第3条の3第1項、第3項、細則第5条）				
		(4) 省略						(4) 省略				
(5) 報告の徴収及び立入検査（第7条第1項、第2				(5) 報告の徴収及び立入検査（第7条第1項_____								

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">項)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 措置命令(旅館業の停止命令を除く。)(第7条の2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(7) 旅館業の停止命令(第7条の2第3項)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(8) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(9) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(10) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(11) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(12) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(13) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(14) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(15) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6~18 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="11">備考 省略</td> </tr> </table>											項)											(6) 措置命令(旅館業の停止命令を除く。)(第7条の2)											(7) 旅館業の停止命令(第7条の2第3項)											(8) 省略											(9) 省略											(10) 省略											(11) 省略											(12) 省略											(13) 省略											(14) 省略											(15) 省略											6~18 省略	備考 省略											<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;"></td> <td style="width:10%;">__)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(6) 措置命令_____ (第7条の2)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(7) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(8) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(9) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(10) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(11) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(12) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(13) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(14) 省略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6~18 省略</td> </tr> <tr> <td colspan="11">備考 省略</td> </tr> </table>											__)											(6) 措置命令_____ (第7条の2)											(7) 省略											(8) 省略											(9) 省略											(10) 省略											(11) 省略											(12) 省略											(13) 省略											(14) 省略											6~18 省略	備考 省略										
										項)																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(6) 措置命令(旅館業の停止命令を除く。)(第7条の2)																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(7) 旅館業の停止命令(第7条の2第3項)																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(8) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(9) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(10) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(11) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(12) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(13) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(14) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(15) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										6~18 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
備考 省略																																																																																																																																																																																																																																																																																				
										__)																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(6) 措置命令_____ (第7条の2)																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(7) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(8) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(9) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(10) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(11) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(12) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(13) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										(14) 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
										6~18 省略																																																																																																																																																																																																																																																																										
備考 省略																																																																																																																																																																																																																																																																																				

附 則

この訓令は、平成30年6月15日から施行する。

○愛媛県訓令第16号

行 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程及び愛媛県地方局事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前									
別表第5(第4条関係)					別表第5(第4条関係)									
知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項									
組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分		組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	決 裁 区 分						
			知 事	専 決 者				知 事	専 決 者					
				部 長	局 長	課 長	主 幹					部 長	局 長	課 長
障 が い 福 祉 課	1 省略					1 省略								
	2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の	1 省略				2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の	1 省略							
		2 指定事務受託法人に関すること。 <u>(1) 指定(第11条の2第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(以下この部において「政令」という。)第3条の7第1項第1号)</u>												

施行に 関する 事務	(2) 届出の処理（政令第3条の4、第3条の7第1項第2号）				—	
	(3) 報告の徴収（政令第3条の5）				—	
	(4) 指定の取消し等（政令第3条の6第1項、第3条の7第1項第3号）			—		
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
	6 省略					
	7 情報公表対象サービス等の利用に資する情報に関すること。					
	(1) 報告の処理（第76条の3第1項、第2項、第8項）				—	
	(2) 調査（第76条の3第3項）				—	
	(3) 命令（第76条の3第4項、第5項）				—	
(4) 指定の取消し等（第51条第4号、第51条の30第1項第3号、第76条の3第6項）			—			
(5) 指定の取消し等が適当である旨の通知（第76条の3第7項）				—		
8 市町村障害福祉計画に関すること。						
(1) 意見の通知（第88条第11項）						
(2) 受理（第88条第12項）				—		
(3) 省略						
9 都道府県障害福祉計画に関すること。						
(1) 策定及び変更等（第89条第1項、第9項、第89条の2）						
(2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第89条第7項）						
(3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第89条第8項）						
10 省略						
11 省略						
3 省略						
施行に 関する 事務						
	2 省略					
	3 省略					
	4 省略					
	5 省略					
6 市町村障害保健福祉計画に関すること。						
(1) 意見の通知（第88条第8項）						
(2) 省略						
7 都道府県障害福祉計画に関すること。						
(1) 策定及び変更（第89条第1項、第7項）						
(2) 自立支援協議会 _____ の意見の聴取（第89条第5項）						
(3) 愛媛県障害者施策推進協議会 _____ の意見の聴取（第89条第6項）						
8 省略						
9 省略						
3 省略						

4 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等に関すること。								
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の21第1項、第24条の14の2）								
	(2) 措置命令に係る公示（第21条の5の23第4項、第24条の16第4項）								
	2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。								
	(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣への要求（第21条の5の27第3項、第24条の19の2）								
	(2) 措置命令に係る公示（第21条の5の28第4項、第24条の19の2、第24条の40第4項）								
	3 情報公表対象支援の利用に資する情報に関すること。								
	(1) 指定の取消し等（第21条の5の25第3号、第24条の18第3号、第33条の18第6項）					—			
	(2) 報告の処理（第33条の18第1項、第2項、第8項）							—	
	(3) 調査（第33条の18第3項）								—
	(4) 命令（第33条の18第4項、第5項）								—
	(5) 指定の取消し等が適当である旨の通知（第33条の18第7項）								—
	4 市町村障害児福祉計画に関すること。								
	(1) 意見の通知（第33条の20第11項）								—
	(2) 受理（第33条の20第12項）								—
	(3) 作成上の助言（第33条の24第1項）					—			
5 都道府県障害児福祉計画に関すること。									
4 児童福祉法の施行に関する事務	1 指定障害児事業者等及び指定障害児入所施設等に関すること。								
	(1) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の20第1項、第24条の14の2）								
	(2) 措置命令に係る公示（第21条の5の22第4項、第24条の16第4項）								
	2 指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等及び指定障害児相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関すること。								
	(1) 報告の徴収及び立入検査の厚生労働大臣への要求（第21条の5の26第3項、第24条の19の2）								
	(2) 措置命令に係る公示（第21条の5の27第4項、第24条の19の2、第24条の40第4項）								

	(1) 策定及び変更等（第33条の22第1項、第8項、第33条の23）																		
	(2) 愛媛県障がい者自立支援協議会の意見の聴取（第33条の22第6項）																		
	(3) 愛媛県障がい者施策推進協議会の意見の聴取（第33条の22第7項）																		
	6 児童福祉施設に関すること。																		
	(1)・(2) 省略																		
	(3) 負担金の返還（児童福祉法施行令（以下この部において「政令」という。）第43条）																		
	(4) 省略																		
	7 省略																		
	8 省略																		
	9 指定事務受託法人に関すること。																		
	(1) 指定（第57条の3の4第1項、政令第44条の13第1項第1号）																		
	(2) 届出の処理（政令第44条の10、第44条の13第1項第2号）																		
	(3) 報告の徴収（政令第44条の11）																		
	(4) 指定の取消し等（政令第44条の12第1項、第44条の13第1項第3号）																		
	10 省略																		
5～11 省略																			

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前								
別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第3（第4条関係） 局長の権限に属する健康福祉環境部関係事務に係る特定決裁事項								
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			局長	専決者					局長	専決者			
				部 長	課 長	主 幹					部 長	課 長	主 幹
地	1～8					地	1～8						

域 福 祉 課	省略					域 福 祉 課	省略					
	9 児童	1 省略					9 児童	1 省略				
	福祉法の施行に関する事務	2 指定障害児通所支援事業者に関すること。					福祉法の施行に関する事務	2 指定障害児通所支援事業者に関すること。				
		(1) 省略						(1) 省略				
		(2) 聴聞決定予定日の通知（第21条の5の15第3項第10号、第21条の5の20第2項）						(2) 聴聞決定予定日の通知（第21条の5の15第2項第10号）				
		(3) 省略						(3) 省略				
		(4) 指定の変更（第21条の5の20第1項）			—							
		(5) 指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理（第21条の5の20第3項、第4項）						(4) 指定に係る事項の変更又は事業の再開、廃止若しくは休止の届出の受理（第21条の5の19）				
		(6) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の21第1項）						(5) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の20第1項）				
		(7) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の22第1項、第2項）						(6) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の21第1項、第2項）				
		(8) 当該職員の証明書の交付（第19条の16第2項、第21条の5の22第3項）						(7) 当該職員の証明書の交付（第19条の16第2項、第21条の5の21第3項）				
		(9) 勧告（第21条の5の23第1項）						(8) 勧告（第21条の5の22第1項）				
		(10) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の23第2項）						(9) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の22第2項）				
		(11) 措置命令（第21条の5の23第3項）						(10) 措置命令（第21条の5の22第3項）				
		(12) 指定の取消し等（第21条の5の24第1項）						(11) 指定の取消し等（第21条の5の23第1項）				
		(13) 指定、事業の廃止の届出及び指定の取消しに係る公示（第21条の5の25）						(12) 指定、事業の廃止の届出及び指定の取消しに係る公示（第21条の5の24）				
	3 指定障害児入所施設等に関すること。					3 指定障害児入所施設等に関すること。						
	(1) 省略					(1) 省略						
	(2) 聴聞決定予定日の通知（第21条の5の15第3項第10号、第24条の9第3項、第24条の13第2項）					(2) 聴聞決定予定日の通知（第21条の5の15第2項第10号、第24条の9第2項）						
	(3) 省略					(3) 省略						
	(4) 指定の変更（第24条の13第1項）			—								
	(5) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第24条の13第3項）					(4) 指定に係る事項の変更の届出の受理（第24条の13）						

(6) 省略				
(7) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の21第1項、第24条の14の2）				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
(14) 省略				
4 業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 届出の受理（第21条の5の26第2項第1号、第3項、第4項、第24条の19の2、第24条の38第2項第1号、第3項、第4項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の27第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項）				
(3) 当該職員の証明書の交付（第19条の16第2項、第21条の5の27第5項、第24条の19の2、第24条の39第5項）				
(4) 省略				
(5) 勧告（第21条の5の28第1項、第24条の19の2、第24条の40第1項）				
(6) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の28第2項、第24条の19の2、第24条の40第2項）				
(7) 措置命令（第21条の5の28第3項、第24条の19の2、第24条の40第3項）				
5～12 省略				
10～31 省略				

備考 省略

(5) 省略				
(6) 便宜の提供に係る連絡調整及び助言その他の援助（第21条の5の20第1項、第24条の14の2）				
(7) 省略				
(8) 省略				
(9) 省略				
(10) 省略				
(11) 省略				
(12) 省略				
(13) 省略				
4 業務管理体制の整備に関すること。				
(1) 届出の受理（第21条の5の25第2項第1号、第3項、第4項、第24条の19の2、第24条の38第2項第1号、第3項、第4項）				
(2) 報告の徴収及び立入検査（第21条の5の26第1項、第24条の19の2、第24条の39第1項）				
(3) 当該職員の証明書の交付（第19条の16第2項、第21条の5の26第5項、第24条の19の2、第24条の39第5項）				
(4) 省略				
(5) 勧告（第21条の5の27第1項、第24条の19の2、第24条の40第1項）				
(6) 勧告に従わない旨の公表（第21条の5の27第2項、第24条の19の2、第24条の40第2項）				
(7) 措置命令（第21条の5の27第3項、第24条の19の2、第24条の40第3項）				
5～12 省略				
10～31 省略				

備考 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。